

## 保育園・幼稚園の定員変更について

### 1 定員の設定に係る要件等

- ・職員配置と面積基準を満たしていれば、定員を上回る受入は可能。  
令和元年度も多くの園で利用児童数が定員を上回っており、できる限り多くの児童を受け入れていただいている。
- ・幼稚園は2年度間、保育園は5年度間、常に利用定員を超過し、かつ各年度の年間平均在所率が120%を超える場合は、公定価格の減算があり定員の見直しが必要になる。

### 2 定員変更施設

#### (1) 須恵保育園<定員減>

・利用定員

現在 150人  
 令和2年度～ 130人  
 (120% 156人まで可能)

・近年の入所児童数

	4月1日	3月1日
H29年度	148人	156人
H30年度	136人	152人
H31年度	134人	/

#### (2) 高千帆小百合幼稚園<定員減>

・利用定員

現在 120人  
 令和2年度～ 105人  
 (120% 126人まで可能)

・近年の入所児童数

	4月1日	3月1日
H29年度	104人	113人
H30年度	108人	118人
H31年度	110人	/

#### (3) 小野田小百合幼稚園<定員増>

・利用定員

現在 75人  
 令和2年度～ 90人  
 (120% 108人まで可能)

・近年の入所児童数

	4月1日	3月1日
H29年度	84人	89人
H30年度	96人	104人
H31年度	110人	/

※H30・H31は常に定員超過かつ120%以上